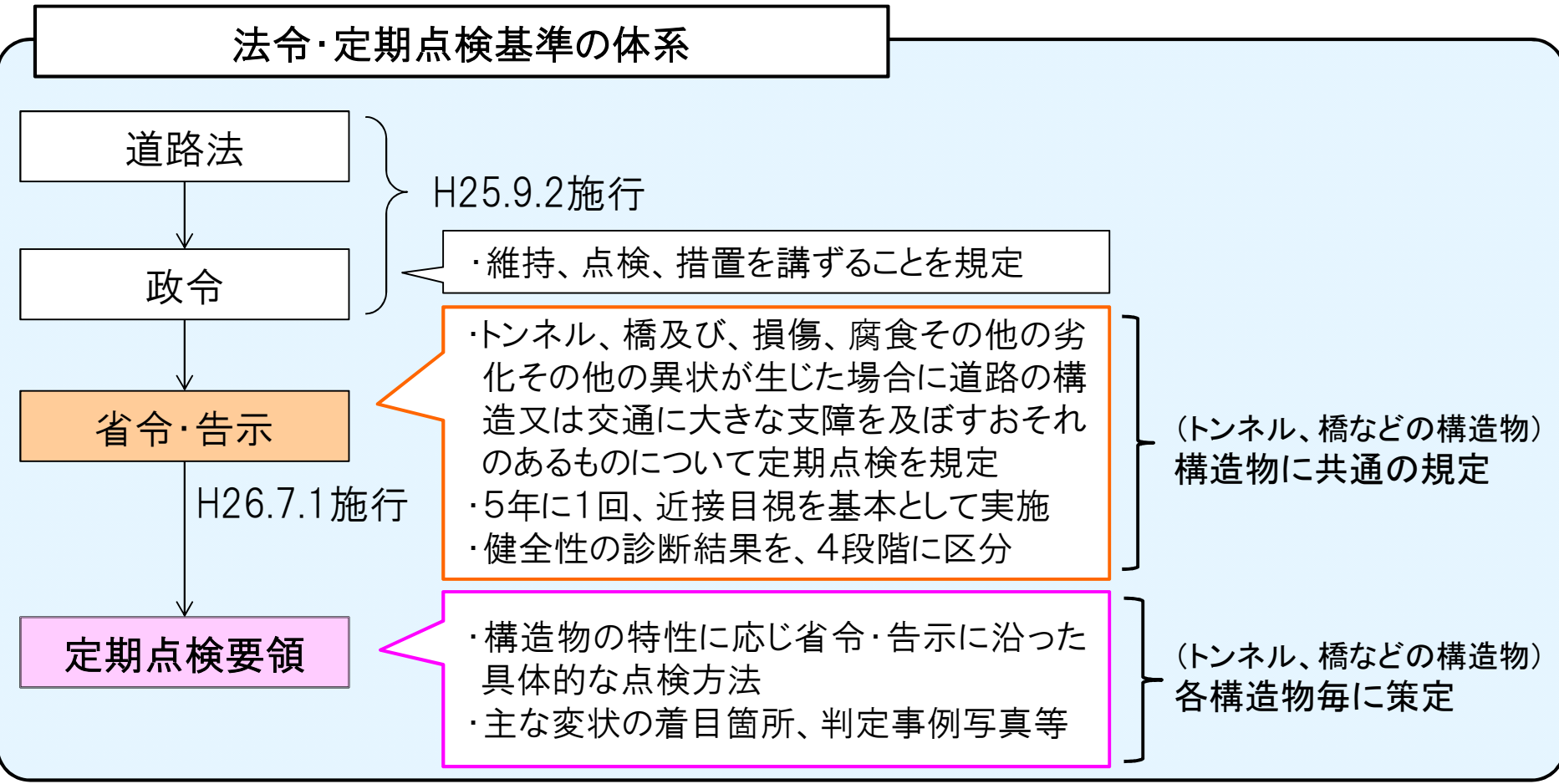


# 道路鉄道連絡会議の概要

---

# 省令・告示・定期点検基準の体系

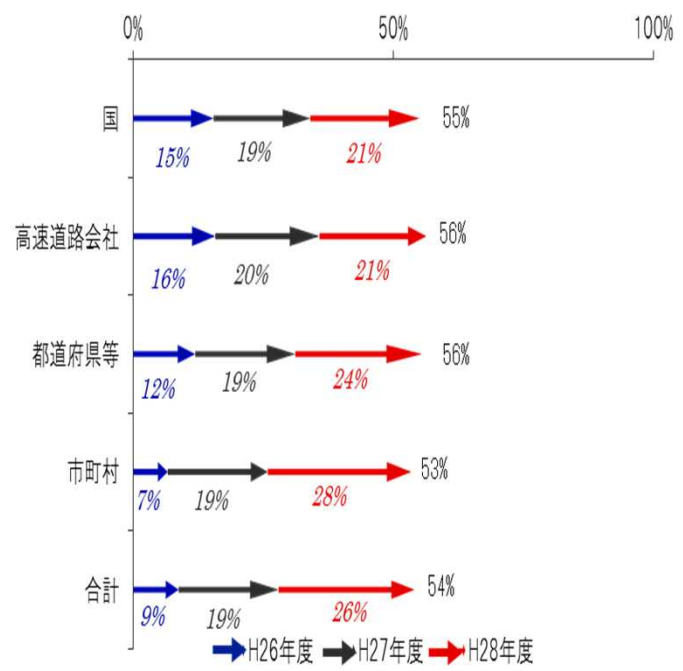
- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。  
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



# 平成26～28年度橋梁点検結果(道路管理者別)

- H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～28年度で橋梁 約54%、トンネル約47%、道路附属物等 約57%の点検が完了。
- 点検を実施した橋梁のうち、約11%は早期に修繕が必要。

## 点検実施率



各年度の点検実施率及び累計実施率(黒字)  
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

## 点検結果

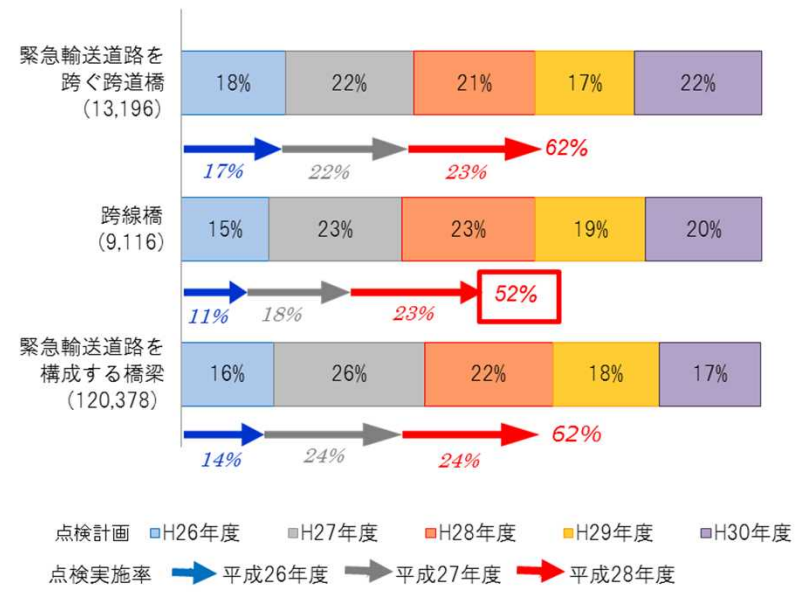


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

# 平成26～28年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

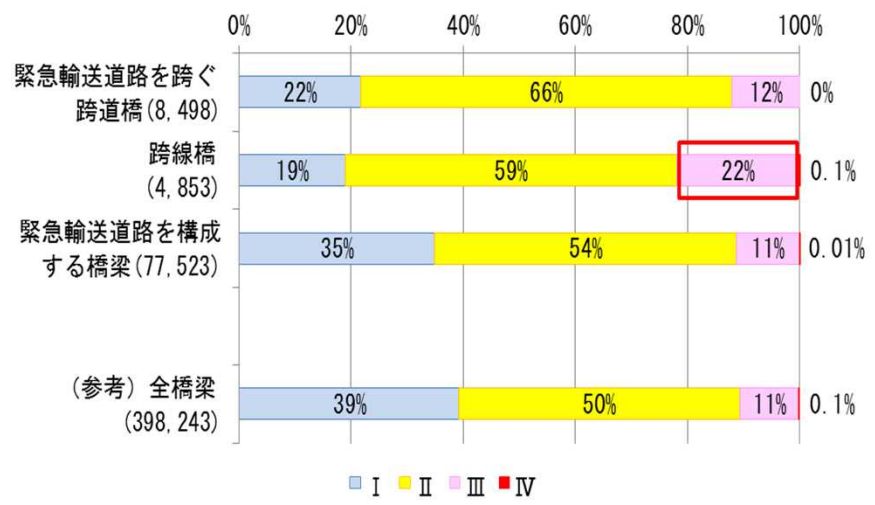
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約52%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

## 点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定  
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

## 点検結果(H26～28累積)



# 跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

## 通達の背景・目的

- 平成26～28年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)

(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」

(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
  - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。

四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

# 道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 ↓ 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外		
						その他	鉄道	
高速会社	<b>大阪府道路メンテナンス会議</b>  <事務局> 大阪国道事務所 管理第二課 大阪府都市整備部 交通道路室道路環境課 大阪市建設局 道路部調整課 堺市建設局 土木部土木監理課 西日本高速道路(株)大阪高速道路事務所					<b>跨道施設 連絡部会</b>  大阪府道路メンテナ ス会議の下部組織  <事務局> 大阪国道、大阪府、 大阪市、堺市、西日 本高速、阪神高速	<b>大阪府 道路鉄道 連絡会議</b>  大阪府道路メンテナ ス会議の下部組織  <事務局> 近畿運輸局、大阪国道、 大阪府、大阪市、堺市、 西日本高速、阪神高速	
直轄								
公社								
都道府県 市区町村								
道路法外	その他	個別協議					—	—
	鉄道	<b>大阪府道路鉄道連絡会議</b> <事務局> 近畿運輸局、大阪国道、大阪府、大 阪市、堺市、西日本高速、阪神高速 大阪府道路メンテナンス会議の下部組織					—	—

# 対象施設・構成員・役割

## 対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)
- ※跨道鉄道橋は本通達の対象外であるが、道路鉄道連絡会議では必要に応じて対象とする。

## 構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

## 役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

# 平成28年度会議の開催状況

第1回「大阪府道路鉄道連絡会議」を開催

## 鉄道をまたぐ橋の 老朽化対策を確認

日時:平成29年2月7日(火)16時～17時00分

場所:大阪府庁 咲洲庁舎2階 咲洲ホール

出席者:近畿運輸局、近畿地整、大阪国道、大阪府、大阪市、堺市、西日本高速、阪神高速、府内18市町、西日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、近鉄日本鉄道、京阪電気鉄道、阪急電鉄、南海電気鉄道、阪神電気鉄道、泉北高速鉄道、大阪市交通局、能勢電鉄、水間鉄道、北大阪急行電鉄、阪堺電気軌道、大阪高速鉄道  
計99名(傍聴者含)



### 【主な議事】

- ◆本会議の設立について
- ◆跨線橋の点検結果
- ◆熊本地震を踏まえた耐震対策の推進
- ◆今後のスケジュール



[会長] 大阪国道事務所長

[副会長] 近畿運輸局鉄道部技術課長、大阪府交通道路室道路環境課長、大阪市道路部調整課長、堺市土木部土木監理課長、西日本高速道路(株)大阪高速道路事務所長、阪神高速道路(株)大阪管理局保全管理課長